

＜まちづくりの基本的な事項＞

第1章 総則（第1-1条～第1-3条）

○第1-1条（目的）

門真市のまちづくりにおける市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本とする計画、都市計画やまちづくりにおける市民参加の手続き並びに開発事業に係る調整の仕組み及び基準を定めることにより、ゆとりある良好な都市環境の形成を図り、安全安心で定住性のある魅力的なまちづくりの実現に寄与すること

○第1-2条（定義）：まちづくり基本条例における用語の定義について記載

- ・まちづくりの主体（市民、事業者）
- ・開発及び建築に関わる用語（開発事業、大規模開発事業、中高層建築物等の建築等、緑化計画対象行為、開発区域、開発工事、公共施設、公益施設、狭あい道路、建築確認申請等 等）

○第1-3条（権利と責務）

市：第2-1条のまちづくりの基本計画に基づいて、必要な施策を実施しなければならない。
市民：門真市のまちづくりに関し、門真市及び地域の将来像を共有し自らその実現に積極的に取り組むとともに、まちづくりに参画する権利と責務を有する。
事業者：開発事業を行うに当たり、市が実施する施策に協力するとともに、当該開発事業が地域に与える影響に配慮し、良好なまちづくりの実現に努めなければならない

第2章 まちづくりの基本計画（第2-1条～第2-2条）

○第2-1条（まちづくりの基本計画）

- ・まちづくりの基本とする計画は、次に掲げる計画とする
 - ①門真市総合計画
 - ②都市計画マスタープラン
 - ③その他、市長が指定する計画
- ・市、市民及び事業者は、まちづくりの基本とする計画を遵守しなければならない

○第2-2条（都市計画マスタープランの変更手続）

- ・都市計画マスタープラン変更案の作成時：市は、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる
- ・都市計画マスタープランの変更の決定時：市は、門真市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

＜都市計画やまちづくりにおける手続と市民参加の仕組みの明確化＞

第3章 まちづくりの促進及び支援（第3-1条～第3-3条）

市による地区計画・建築協定制度の活用促進及び各ルールづくりの市民の活動に対する情報提供等の支援の実施、まちづくり活動を行う地域会議（門真市自治基本条例第16条）及び自主的なまちづくり活動団体に対する技術的な支援、情報提供及び学習機会の提供等の支援について記載

第4章 都市計画の決定等に関する手続（第4-1-1条～第4-4-3条）

第1節 都市計画の決定等に関する手続（第4-1-1条～第4-1-2条）

都市計画の案等の作成及び都市計画の決定又は変更にあたっての手続（説明会の開催、公聴会の開催、公告・縦覧、意見書の提出及び市の見解の公表など）について記載

第2節 都市計画の決定等の提案に関する手続（第4-2-1条～第4-2-6条）

都市計画の決定又は変更の提案を行う団体の指定（地域会議）、事前相談の内容と対応、同意要件、提案にあたっての手続の流れについて記載

第3節 地区計画等の案の作成に関する手続（第4-3-1条～第4-3-4条）

地区計画等の案の作成手続（告示、縦覧、説明会の開催、意見書の提出など）について記載

第4節 建築協定（第4-4-1条～第4-4-3条）

建築協定締結の目的、基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準）の規定、関連法令との整合について記載

＜開発指導要綱等の条例化＞

第5章 開発事業等の調整の仕組み（第5-1-1条～第5-8-1条）

第1節 開発事業に関する基本的事項（第5-1-1条～第5-1-5条）

大規模開発事業、開発事業、緑化計画対象行為についての手続の基本事項について記載

第2節 大規模開発事業の開発基本構想等に関する手続（第5-2-1条～第5-2-5条）

大規模開発事業の開発基本構想の届出や説明会の手続等について記載

第3節 開発事業に関する手続（第5-3-1条～第5-3-11条）

開発事業の事前協議、本協議、協定の締結等の手続や工事着手や建築の制限等について記載

第4節 開発事業の基準（第5-4-1条～第5-4-2条）

開発事業の基準、開発許可の基準について記載

第5節 開発事業に関する工事の手続等（第5-5-1条～第5-5-5条）

開発事業に関する工事の手続や完了検査、公共施設の帰属、工事の配慮事項等について記載

第6節 中高層建築物等の建築等に関する手続（第5-6-1条～第5-6-5条）

中高層建築物等の建築等の届出や説明会の手続等について記載

第7節 緑化計画対象行為に関する手続（第5-7-1条～第5-7-3条）

緑化計画対象行為の緑化計画書の提出や完了報告書の提出等について記載

第8節 狭あい道路の拡幅整備等に関する事項（第5-8-1条）

狭あい道路の拡幅に関する事前協議等について記載

第6章 雑則（第6-1条～第6-6条）

条例の適用除外、立入調査、勧告、命令、公表、規則への委任等について記載